



永代供養制度【祭祀承継委託制度】

祭祀承継委託制度とは……

近年少子化問題等子供の数が減少傾向にあります。様々なご事情から承継者のいない方が増えてきている今、お墓事情もその時代の変化に対応していかなければなりません。そんな時代だからこそ大宮靈園では、皆様のご要望にお応えして、本制度の受付をはじめることにいたしました。本制度は、将来の承継者や祭祀供養に不安を感じている方のために、大宮靈園が末永くご供養、墓所管理を執行しお約束する制度です。『全ての方に心の安心と平安を育む』大宮靈園の願いであり、そして、使命であると考えます。



祭祀承継委託制度は次のような皆様に安心をお届けします。

- 将来の承継者不在で墓守りや祭祀に不安をお持ちの方。
- 承継者はいらっしゃるが、様々なご事情でお墓の相続に不安をお持ちの方。

そのような皆様にも安心してお好みのお墓を建てることができる制度が
「祭祀承継委託制度」です。



墓所保存期間は
ご希望の年数が選べます。
証明書が発行されます
ので安心です。
詳しくは管理事務所におたずねください。



永代供養申請手続きの流れ

生前において本制度をご希望の方は、以下の手続きにより申請できます。

1 申請書提出

- 規定内容を承諾の上、所定の申請書に
もれなく記入し、実印を捺印してください。
- 必要添付書類を添えて申請してください。

2 申請許可

- 申請内容により、管理者から許可通知があり次第以下の手続きに進みます。

3 冥加金納入

- 本靈園指定口座へ所定の冥加金をお振込みください。
- ご希望の墓所保存年数や墓所の大きさにより、冥加金が異なります。
- 別紙の「永代供養冥加金一覧」を参照してください。

4 証明書の交付

- 冥加金納入後2週間以内に「祭祀承継委託証明書」を発行いたします。
- ご希望年数の墓所保存と永代供養をお約束する証明書となります。



※ 単身者及びご夫婦(兄弟、親子を含む)でも申請ができます。

※ 納骨の際は、納骨立会人(近親者等)に立会をしていただきます。

※ 申請期間中の墓所清掃・献花及び、祭祀供養(年2回:祥月命日とお盆)を管理者により執り行います。

※ 申請期間が経過しましたら、使用墓所を現況に復し、ご遺骨は合祀墓へ合祀いたします。

※ 管理者が永代に渡り追悼供養をいたしますので、安心してお任せください。

■ 大宮靈園概要
 ● 所在地 / 埼玉県さいたま市見沼区東宮下3丁目159-3 ● 総面積 / 5,381m² ● 墓域面積 / 1,812.51m² ● 総区画数 / 1,393区画 ● 施設 / 管理棟、休憩所、法要施設、駐車場、水場、モニュメント ● 経営主体 / 宗教法人 光照寺 ● 経営許可番号 / 指令保保所環収第10233号